掲載している表で用いる用語の解説

- 1 「基幹統計」とは、国勢統計(国勢調査により作成する統計)や国民経済計算のほか、国の行政機関が作成する統計のうち、特に重要な統計をいいます(統計法第2条第4項)。
- 2 「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的として行われる統計調査をいいます(統計法第2条第6項)。
- 3 「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいいます(統計法第 2条第7項)。
- 4 「届出統計調査」とは、都道府県や政令市又は日本銀行が行う統計調査をいいます。「届出統計調査」という 名称は、統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づいて、統計調査の実施に先立ち、総務大臣への届出が求め られていることを受けた通称です。
- 5 「基幹統計調査の承認」、「一般統計調査の承認等」及び「届出統計調査の受理」で掲載している 項目の内 容は、以下のとおりです。

	項	目	名		内 容
調		査		名	統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載しています。
承	認	年	月	日	基幹統計調査及び一般統計調査については、総務大臣による承認年月日を、届出統計調査
受	理	年	月	日	については、総務大臣が受理した日を記載しています。
承	認		区.	分	統計調査の承認や届出の区分について、「新規」「変更」「中止」の別で記載しています。
承 届	船出		区 区	ガ 分	なお、一般統計調査の中止については、総務大臣への通知という手続で行われることから
油	Щ			Ħ	「一般統計調査の承認等」の表において、シートを分けて記載しています。
実	施		機	関	統計調査を企画・実施する組織を記載しています。
調	查		目	的	統計調査を実施する目的を記載しています。
調	査		対	象	統計調査の実施に当たり、回答を求められる方々の属性区分を記載しています。
調	査		→	法	調査票を回収(提出)する方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の区分を記
			方		載しています。複数の方法を併用している場合には、該当する方法を全て記載しています。
実	施		周	期	統計調査の実施間隔を記載しています。
調査の実施期間又は				又は	調査票が配布・回収される時期又は調査票の提出期限を記載しています。
調	調査票の提出期限				
備	備考				変更内容や留意事項など。調査に関する補足情報を記載しています。